

11月号では、「eラーニング講座『マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～』」について、ご紹介しました。今月は、当委員会で行っている「講師派遣」について、ご紹介します。

講師派遣

くらしの金融情報を広めるため、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、ファイナンシャルプランナー等の資格を有するアドバイザーが、「金融商品・金融トラブル」「金融・金銭教育」「生活設計」「消費生活」の4つのテーマについて、各種講座や学習会に講師・助言者として無料で派遣しております。申し込みは申請書に必要事項をご記入の上、

FAX 022-211-2592

メール seibuns7@pref.miyagi.lg.jp



申し込み願います。

◆対象

- ◇一般（市町村、市町村教育委員会、団体、社会教育学級、家庭教育学級、コミュニティ推進協議会、子育て支援クラブ、町内会、企業、個人など）
- ◇学校における授業、特別活動、教員研修、PTA講演会など
- ◇幼稚園、小中高等学校の教員、保護者
- ◇セミナー、講座、講演会、学習会、研修会など

◆4つのテーマ

1 金融商品・金融トラブル	2 金融・金銭教育	3 生活設計	4 消費生活
<ul style="list-style-type: none"> ❑ くらしと金融 ❑ 金融商品の知識 ❑ 金融トラブルの実態と対処法 ❑ 賢いお金の運用のために ❑ 投資と株式 など 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 契約とは ❑ 金融トラブルに巻き込まれないために ❑ カード社会の落とし穴 ❑ ひとり暮らしの生活費 ❑ 社会に出て必要なお金の知識 など 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 生活設計の考え方 ❑ 年代に応じたライフプラン ❑ 家計簿の活かし方 ❑ 保険と年金 ❑ エンディングノートと終活 など 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 自立した消費者になるために ❑ 消費者トラブルとその対処法 ❑ 悪質商法の手口と解決策 など

年 月 日

宮城県金融広報委員会 御中

講師派遣申請書

申請者

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

事業名	
主催	
希望日時	① _____ ② _____
会場	
希望テーマ	<内容を具体的にご記入ください。>
対 象	<年齢層等を具体的にご記入ください。>
参加人数	
準備可能機材	
資料等送付先	
連絡先	TEL : _____ FAX : _____ E-mail : _____
その他	

詳細については、宮城県金融広報委員会 (shiruporuto-miyagi.jp) をご覧ください。



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 海産物の電話勧誘販売・送り付け商法にご注意！
- ◆ 電気代が安くなる？電気の契約切り替えは慎重に！
- ◆ ～商品やサービスに不満・苦情・要望があったとき～
消費者が意見を伝える際の3つのポイント
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
12月5日（月）から相談専用電話番号が変更になります
12月の相談受付日について
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）



海産物の電話勧誘販売・送り付け商法にご注意！



相談事例

自宅に突然電話があり、「新型コロナウイルス感染拡大の影響で海産物が売れず困っている。以前買ってもらった時、おいしいと言ってくれたので、半額にするから買ってほしい」と言われ、カニの入ったセットを18,000円で購入することにした。

電話を切ったあとで、よく考えてみると過去に買った覚えはないと思い、キャンセルしようと事業者に電話したが、何度かけても通じなかった。

事業者の名前もよく覚えていないし、電話以外の連絡先はわからない。どうすればキャンセルできるか。



★アドバイス★

- 必要以上に情に訴えてくる、話の内容に覚えがない、おかしい点がある、勧誘が強引など少しでも不審な点があった場合は、相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。
- 事業者からの電話勧誘を受けて契約した場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。もし、電話で海産物の購入を承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフを行うことが可能です。
- 困ったとき、不安に思ったときは、ひとりで悩まず、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

電気代が安くなる？電気の契約切り替えは慎重に！

相談事例1

ひとり暮らしの父が電話勧誘をきっかけに電気とガスのセット契約をしていることがわかった。父に確認すると、電話で「電気とガスをセットにすれば料金が安くなる」としつこく勧誘されて、契約してしまったようだ。

請求書を確認すると、以前の電気料金とガス料金の合計金額より高くなっていた。

相談事例2

契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し「電気代が安くなる。契約者番号を教えてください」と言われ、料金が安くなるならと思い、よくわからないまま、申込書に、署名し、家にあつた「電気ご使用量のお知らせ」にあつた契約者番号を書いてしまった。



★アドバイス★

- 電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。周りの人に相談するのもよいでしょう。
- 大手電力会社などを名乗るケースが見られます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- 電力会社等は、「検針票」や「電気ご使用量のお知らせ」などに記載されている契約者番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。よくわからないまま書類に署名したり、安易に記載情報などを伝えないようにしましょう。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

～商品やサービスに不満・苦情・要望があつたとき～ 消費者が意見を伝える際の3つのポイント



消費者が意見を適切に事業者伝えることは、事業者の提供する商品やサービスの改善を促すことにつながります。自立した「消費者」として、意見がきちんと相手に伝わるように、「意見を伝える」とときには次の3つのポイントを参考にしてみてください。

ポイント1

ひと呼吸、置きましょう！

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸おいて冷静に。従業員も消費者と同じ「人」として、お互いに尊重しあうことが大切です。

ポイント2

言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を「いねいに」伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、いねいに伝えることが重要です。

ポイント3

事業者の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。

消費生活センターからのお知らせ(その1) 12月5日(月)から相談専用電話番号が変更になります

令和4年12月5日(月)から
宮城県消費生活センターの相談専用電話番号が変更になります。

新しい電話番号は **022-211-3123** です。

相談時間 月～金 9時～17時 土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

おかけ間違いのないようご注意ください。

12月3日(土)までの電話番号は **022-261-5161**

◎各県民サービスセンター相談窓口(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

大河原	大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	▶ 0224-52-5700
大崎	北部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶ 0229-22-5700
栗原	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター	▶ 0228-23-5700
石巻	東部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶ 0225-93-5700
登米	東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター	▶ 0220-22-5700
気仙沼	気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	▶ 0226-22-7000

電子申請による
消費生活相談



本情報紙のバックナンバーは
こちらで検索♪

みやぎの消費生活情報



Facebook
はこちら!



©宮城県・
(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。(詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。)

消費生活センターからのお知らせ(その2) 12月の相談受付日について

● 宮城県消費生活センターの12月の相談受付日は、下表の○印の日です。

日曜日と年末年始(12月29日から1月3日まで)は、お休みとなります。

12月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	休	休	休

ストップ!
特殊詐欺被害

不審な電話やメールによる「お金」の話は「詐欺」を疑いましょう!

オレオレ詐欺や還付金詐欺、キャッシュカード詐欺などの被害が増えています。

電話やメールで、「お金」「キャッシュカード」「還付金」「ATMで手続き」「電子マネーを買って」などと言われたら、詐欺を疑い、家族や警察、お住まいの地域の消費生活相談窓口などに相談しましょう。

電話は留守番電話に設定しておく、不審なメールのURLはクリックしないなど、詐欺の被害にあわないよう注意しましょう!